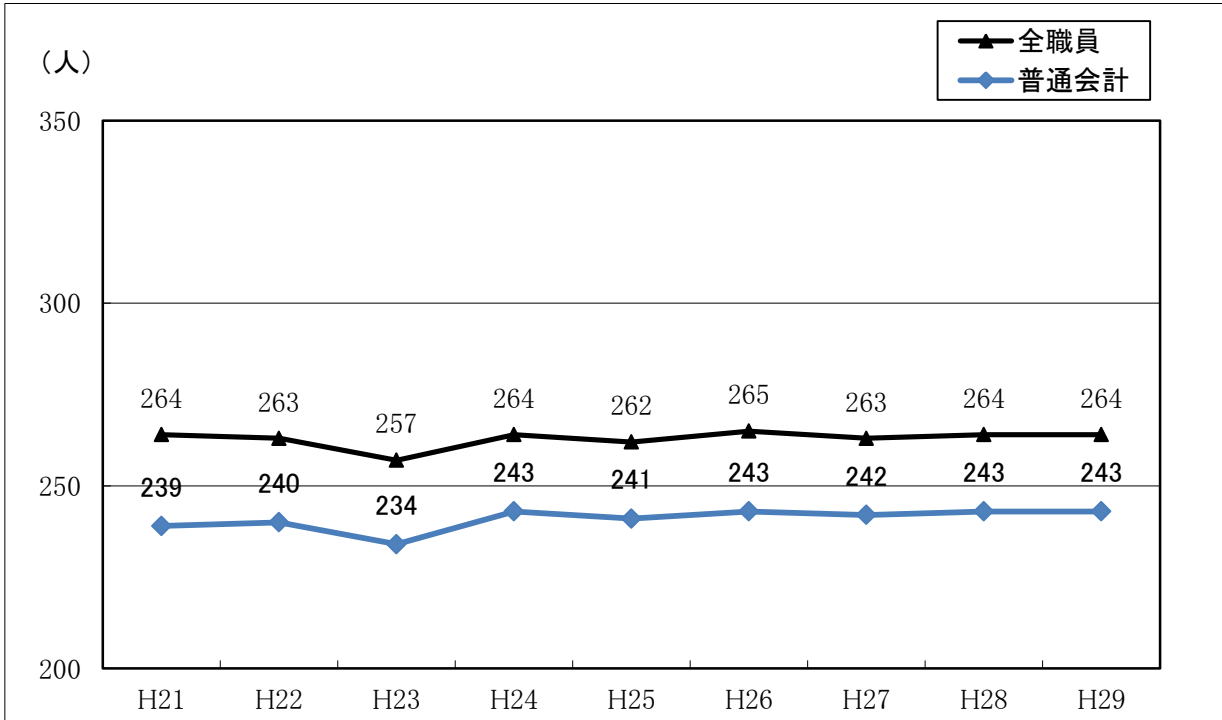


本宮市の人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法及び本宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。

1. 職員の任免や職員数に関する状況

(1) 職員数の推移（各年4月1日現在）



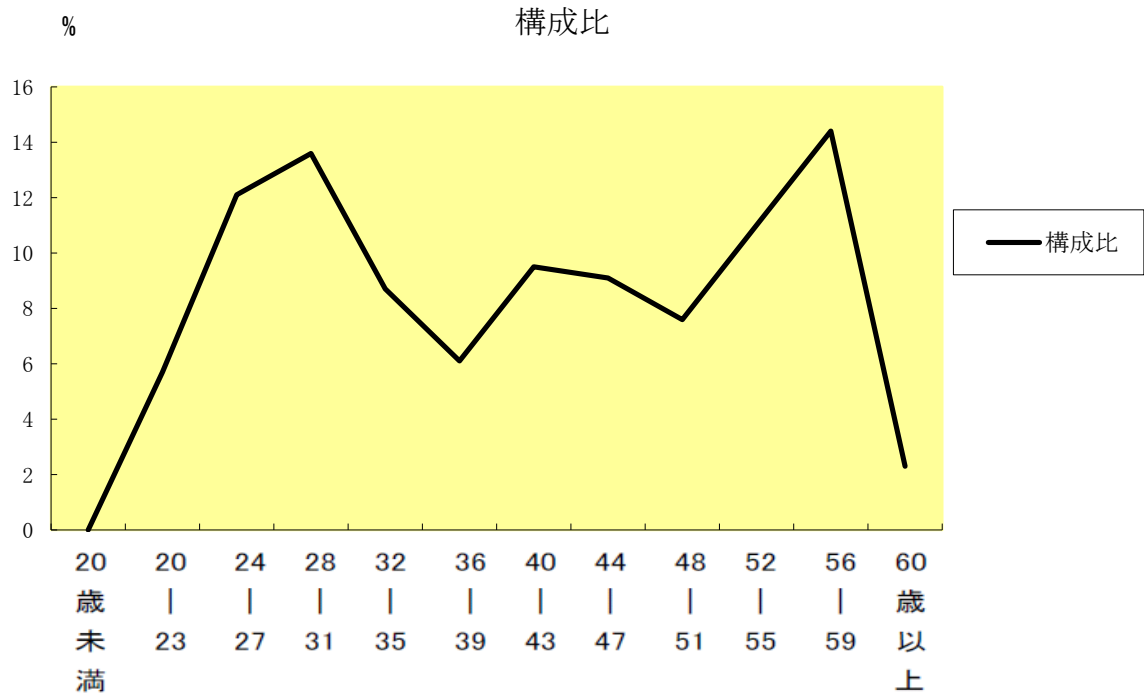
(注) 平成26年度までは教育長を含めた人数です。

(2) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成29年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	職員構成変更による増減及び育児休業復職者等の異動
		総務	60	58	▲2	
		税務	16	15	▲1	
		民生	60	59	▲1	
		衛生	20	21	1	
		労働	0	0	0	
		農水	14	15	1	
		商工	6	6	0	
		土木	19	21	2	
	計	199	199	0		
	教育部門	44	44	0		
	小計	243	243	0		
公営企業等会計部門	病院	3	3	0		
	水道	6	6	0		
	下水道	4	4	0		
	その他	8	8	0		
	小計	21	21	0		
合計		264	264	0		

(注) 職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数です。

(3) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	15	32	36	23	16	25	24	20	29	38	6	264

(注) 職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数です。

(4) 職員の採用・退職の状況（平成28年4月2日～平成29年4月1日）

区分	職員数	内 訳
採用者数	18人	職員採用14人（うち中途採用3人） 再任用職員の採用2人 指導主事の採用2人
退職者数	18人	定年14人 自己都合3人 指導主事の退職1人

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成28年度一般会計決算）

住民基本台帳人口 (28年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A
人	千円	千円	千円	%
30,644	25,380,365	725,491	2,136,736	8.4

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。

(2) 職員給与費の状況（平成29年度一般会計当初予算）

職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
人	千円	千円	千円	千円	千円
253	963,850	110,199	389,899	1,463,948	5,786

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	一般行政職			技能労務職員		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
本宮市	42 歳 3 月	318,127 円	379,478 円	51 歳 4 月	325,825 円	360,762 円
国	43 歳 6 月	330,531 円	410,719 円	50 歳 6 月	286,833 円	328,360 円
区 分	教育職			福祉職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
本宮市	43 歳 9 月	333,672 円	372,814 円	35 歳 0 月	265,380 円	288,278 円
国				42 歳 6 月	332,102 円	385,159 円

(注) ①「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在の各職種毎の職員の基本給の平均です。

②「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

③教育職：幼稚園教諭、管理主事、指導主事 福祉職：保育士

(4) 職員の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		初 任 給		経 験 年 数		
		本宮市	国	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大 学 卒	182,400 円	178,200 円	266,000 円	313,600 円	363,800 円
	高 校 卒	149,400 円	146,100 円	245,900 円	282,900 円	345,200 円

(注) 教育職、福祉職の初任給については、一般行政職に同じ。

(5) 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

行政職給料表（一）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	段階	(人)	(%)
1級	主事の職務	52	20.31	主事	36	係員級	93	36.33
				技師	1			
幼稚園教諭	3							
保育技師	12							
計	52							
2級	副主査の職務	41	16.02	副主査	28	係長級	28	10.94
				副技査	1			
副主任幼稚園教諭	2							
副主任保育技師	7							
副主任保健技師	2							
副主任社会福祉主事	1							
計	41							
3級	係長、主査の職務	49	19.14	係長	5	課長補佐級	68	26.56
				主査	13			
技査	3							
主任保育技師	4							
主任保健技師	3							
主任主査	15							
副専門幼稚園教諭	1							
副専門保育技師	3							
副専門栄養士	1							
副専門保健技師	1							
計	49							
4級	1 困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 副主幹の職務	47	18.36	課長補佐	10	課長補佐級	68	26.56
				副主幹	25			
専門幼稚園教諭	3							
専門保育技師	6							
専門保健技師	2							
専門看護技師	1							
計	47							

5級	1 困難な業務を所掌する課長の職務 2 主幹の職務	40	15.63	課長	11	課長級	56	21.88
				局長	2			
				センター長	1			
				館長	1			
				所長	1			
				主席主幹	1			
				主幹	11			
				幼稚園長	4			
				保育所長	3			
				施設長	1			
				副専門参事	2			
主任専門学芸員	1							
主任専門社会福祉主事	1							
計					40			
6級	1 極めて困難な業務を所掌する課長の職務 2 次長の職務	16	6.25	部次長	7			
				上席参事	3			
				参事	6			
計					16			
7級	部長の職務	11	4.30	部長	6	部長級	11	4.30
				白沢総合支所長	1			
				会計管理者	1			
				議会事務局長	1			
				首席参事	1			
				公室長	1			
計					11			
合計		256	100.00					

※職員数は行政職給料表（一）の適用を受ける職員数です。（再任用職員、企業職職員を含む。）

(6) 期末・勤勉手当の支給割合（平成28年度）

区分	6月	12月	計
期末手当	1.225月	1.325月	2.550月
勤勉手当	0.800月	0.900月	1.700月
計	2.025月	2.225月	4.250月

(7) 退職手当の支給割合（平成28年度）

区分	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	20.445月	25.55625月
勤続25年	29.145月	34.5825月
勤続35年	41.325月	49.59月
最高限度額	49.59月	49.59月

(8) 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区分	給料月額	期末手当
市長	920,000円	(平成28年度支給割合) 6月期 1.5月 12月期 1.7月 計 3.20月
副市長	700,000円	
教育長	644,000円	

区分	報酬月額	期末手当
議長	414,000円	(平成28年度支給割合) 6月期 1.5月 12月期 1.7月 計 3.20月
副議長	322,000円	
常任委員長 議会運営委員長	310,000円	
議員	300,000円	

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの・平成29年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00 ~ 13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成28年1月1日～平成28年12月31日）

総付与日数A	総取得日数B	対象職員数C	平均取得日数B/C	取得率B/A
5,795 日	985.0 日	147 人	6.7 日	17.0 %

（注）市長事務部局に勤務する一般職員を対象とした取得状況です。

(3) 休暇制度の概要（平成29年1月1日現在）

休暇の種類	内 容	備 考
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。	
病気休暇	負傷又は疾病のための休暇 90日以内の期間（ただし、成人病、精神科疾患及び特定疾患の場合は、180日以内の期間）	
主な特別休暇	産前・産後休暇 出産の予定日前8週間以内及び出産後8週間以内の期間	
	配偶者の出産 2日以内の期間	
	育児休暇 1日2回各45分以内	
	子育て休暇 1年に7日以内の期間 ※義務教育の終期に達するまでの子	
	短期介護休暇 1年に5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合は10日以内）	
	忌引休暇 続柄及び死亡時の生計関係により1～10日以内の期間	
	夏季休暇 6～9月に5日以内の期間	
	ボランティア休暇 1年に5日以内の期間	
	結婚休暇 連続する10日以内の期間	
	父母の祭日休暇 その都度1日以内の期間	
	ドナー休暇 必要と認められる期間	
	リフレッシュ休暇 勤続10年満了で3日以内の期間 勤続20年満了で5日以内の期間 勤続30年満了で5日以内の期間	
公民権行使のための休暇 必要と認められる期間		
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある親族を介護する休暇 連続する6月の期間内において必要と認められる期間	無給

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成28年度）

処分内容	処分者数	処分理由	内 容	
分限処分	免職	0人	分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員になされる処分であり、勤務成績が良くない場合、心身の故障によるものや職に必要な適格性を欠く場合の処分があります。	
	降任	0人		
	休職	1人		心身の故障による長期欠勤
	降給	0人		
	失職	0人		
懲戒処分	免職	0人	懲戒処分とは、制裁的処分であり、職員の義務違反に対するものや全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合があります。	
	停職	0人		
	減給	0人		
	戒告	1人		交通事故

5. 職員のサービスの状況（平成28年度）

地方公務員法第30条では、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされ、このサービスの根本基準を実行するため、職員には次のような義務や制限が課されています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 (地方公務員法第32条)	職員は、法令等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 (地方公務員法第36条)	職員は、政治活動等をしてはならない。	0人
争議行為等の禁止 (地方公務員法第37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等の従事制限 (地方公務員法第38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

6. 職員の研修及び勤務評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成28年度）

①職場外研修

研 修 先	主 な 内 容	受講者数
(財) 東北自治研修所（宮城県）	東北六県中堅職員研修	1人
(財) ふくしま自治研修センター	新規採用職員研修ほか	73人
(公財) 市町村職員中央研修所	地方公会計制度（応用）	1人

②先進地視察研修

主 な 研 修 先	主 な 内 容	参加人員
市内公園のこれからについて	先進自治体の取り組みを研修し、本市が抱える行政課題への対応や新たな施策等の展開のための情報収集を行った。	36人

③職場内研修

研 修 内 容	受講者数	備 考
初任者研修会	13人	
安全運転講習会（第1回）	385人	臨時職員を含む。
安全運転講習会（第2回）	272人	
メンタルヘルス研修	188人	

(2) 勤務成績の評定（平成28年度）

各職員の昇給時期に勤務成績について、一定の評価をしておりますが、組織的・効率的な業務遂行の推進や組織の活性化のために、職員の能力開発及び人材育成を図る新たな人事評価制度を平成28年度から導入し、処遇反映への検討を行っています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（平成28年度）

健康診断の種類	受診者数	備考
生活習慣病予防集団検診	348人	臨時職員を含む。
施設成人病検診（人間ドック）	45人	
メンタルヘルス調査	417人	臨時職員を含む。

(2) 共済制度

職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、福島県市町村職員共済組合に加入しています。また、職員互助会を組織し、福利厚生事業を行っています。

(3) 公務災害等の発生状況（平成28年度） ※臨時職員を含む。

区分		災害件数
公務災害	職務遂行中の負傷	0人
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	1人
	出張中の負傷	0人
	レクリエーション参加中の負傷	0人
	その他の行為中の負傷	0人
通勤災害（通退勤途上中の負傷）		0人

8. 公平委員会の業務の状況（平成28年度）

地方公務員法第7条第3項の規定により、市は公平委員会を置くこととされ、本市では、同法第7条第4項の規定により公平委員会の事務を福島県人事委員会に委託しています。また、毎年7月末までに福島県人事委員会から前年度の業務の状況の報告を受けることとしています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし

(3) 人事行政相談の状況

該当なし

(4) その他

① 職員団体の登録の状況（新規及び変更等の手続きを行った団体）

ア 登録職員団体名

自治労本宮市職員労働組合

イ 変更登録年月日とその内容

平成28年12月12日 ※役員の変更

② 管理職員等の範囲の指定の状況（県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の改正年月日）

平成28年7月8日

③ 職員の退職管理に関する状況

ア 地方公務員法第38条の3に基づく報告件数

なし

イ 地方公務員法第38条の4に基づく報告があった件数

なし

ウ 人事委員会が地方公務員法第38条の5に基づく調査を要求した件数

なし